

児童相談体制の強化について

1 「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」の締結について

品川警察署、大崎警察署、大井警察署、荏原警察署および東京湾岸警察署と品川区は、児童虐待対応の連携強化を図るため、協定を締結する。

(1) 協定の目的

児童虐待事案に迅速かつ的確に対応するため、区内各警察署と区が保有する児童虐待事案に係る情報を相互に共有し、連携して児童の安全確保に努めることを目的とする。

情報共有等の連携強化を図ることにより、児童虐待の早期対応および重篤な児童虐待の未然防止に資することから、協定を締結するものである。

(2) 協定の内容

- ① 要保護児童（虐待を受けたと思われる児童を含む）に関する情報の共有
 - ・ 区内5警察署から区への照会および情報提供
 - ・ 区から区内5警察署への照会および情報提供
- ② 児童の安全確認、安全確保における連携
- ③ 共有した情報の記録・管理および保秘の徹底 ほか

(3) 協定締結日

令和2年2月（予定）

2 子ども育成課児童相談担当・児童相談所移管担当の事務室の移転について

児童相談担当の職員増に伴い、平成31年4月より、第2庁舎7階から第3庁舎5階（352会議室）に一時移転中であるが、児童相談所の開設に向けて今後も職員の増員が見込まれることなどから、品川区役所分庁舎（子ども育成課分室）に移転する。

(1) 分室の概要

住 所：品川区二葉1-7-15

延床面積：約440㎡（2階建て）

施 設：事務室、相談室（3）、会議室、プレイルーム ほか

(2) 移転スケジュール

令和2年1月31日（金）	第3庁舎5階使用終了
令和2年2月 1日（土）、2日（日）	移転作業
令和2年2月 3日（月）	分庁舎使用開始

（裏面に続く）

〔位置図〕



Copyright © Shinagawa City. All rights reserved.